

## 議案第 6 9 号 小松島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

令和 6 年 1 2 月 2 日から被保険者証が廃止されるのに合わせ、保険税を滞納している世帯主が被保険者証の返還請求に応じない場合の罰則規定を削除するもの。

小松島市国民健康保険条例(昭和35年小松島市条例第4号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
第12条 小松島市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し100,000円以下の過料を科することができる。	第12条 小松島市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした</u> <hr/> _____場合においては、その者に対し100,000円以下の過料を科することができる。	改正 改正